

山口県報

令和5年
8月15日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課).....

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....

漁船災害等補償法第十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

○公告

令和五年度採石業務管理者試験の実施(産業政策課).....

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....

公共測量の実施(監理課).....

○教委公告

一般競争入札の実施.....

山口県告示第二百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政



一 形質変更時要届出区域

周南市野村南町四八三八の一の一部

二 特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

山口県告示第二百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和五年八月十五日

名 医	療 所	機 関	在 在 地	休 止 年 月 日
森重整形外科	宇部市寿町二丁目八番一六号		山口県知事 村岡 嗣 政	令和五、 四、 一

山口県告示第二百三十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十二条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
田布施区域	主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

山口県告示第二百三十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意

があったと認めた。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

油谷町加入区 油谷町北西部加入区 通加入区

山口県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年八月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 新南陽津和野線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字下上字横屋一五七二の五地先から同市 同大字 同字一七〇〇の三地先まで	最狭 一一・四・二八	最狭 一一・四・二八	三二・五	三二・五	



(一五〇) 令和五年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和五年十月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第四会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 岩石の採取に関する法令（環境保全等関係法令を含む。）

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間

令和五年九月十一日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県産業労働部産業政策課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年十一月二日（木曜日）とし、合格を受験者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課（電話〇八三一九三 三三二一五五）にすること。

(一五二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。
 令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三三三〇四〇	C 一二二九	その他	令和四、八、二七	宮城県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三三三〇四一	C 一一三二	〃	一〇、〃	〃	〃	〃
三三三〇四二	C 一一三三	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四三	C 一一三三	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四四	C 一一三三	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四五	C 一一三三	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四六	C 一一三三	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四七	H D 三二七	〃	八、三〇	〃	〃	〃
三三三〇四八	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇四九	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五〇	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五一	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五二	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五三	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五四	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五五	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五六	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五七	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五八	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇五九	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
三三三〇六〇	H D 三二七	〃	〃	〃	〃	〃

(一五二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
下関市豊田町大字八道及び豊田町大字金道
- 三 作業の期間
令和五年八月七日から令和六年三月二十九日まで



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の借入れ
- (一) 物品等の名称及び数量
- (二) 県立学校校務支援システム 一式
- (三) 物品等の特質等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 使用期間
- (六) 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間
- (七) 使用場所
- (八) 契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 令和五年八月十五日から同年九月二十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成三十年四月一日から令和五年八月十五日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
 - (七) 山口県立学校統合型校務支援システム構築及び運用保守業務総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育情報化推進室
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県教育庁教育情報化推進室において交付する。
- 五 入札の方法
この入札は、政令第六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

四

- (二) 提出場所
山口県教育庁教育情報化推進室
- (三) 受領期限
令和五年九月二十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年九月二十五日午前十時）
- 七 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県教育庁一号会議室
 - (二) 日時
令和五年九月二十五日午前十時
- 八 入札保証金
免除する。
- 九 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者決定基準
 - (一) 総合評価基準
落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。
 - (二) 審査基準
 - 1 価格に関する提案の評価
提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。
 - 2 システムの機能に関する提案の評価
提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システム基盤の要件、システムの機能並びに附帯要件に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び技術的能力、システム基盤の要件、システムの機能並びに附帯要件に係る評価点を求める際の評価項目及び基

準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 二百点
- 機能評価

全体計画及び技術的能力 百二十点

システム基盤の要件 百六十点

システムの機能 三百六十点

4 適否判定 附帯要件 百六十点

山口県立学校統合型校務支援システム構築及び運用保守業務総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和五年九月七日午後五時十五分までに山口県教育庁教育情報化推進室に提出すること。なお、その確認結果

を記載した書面を令和五年九月十五日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年九月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県教育庁教育情報化推進室(電話〇八三一九三三三九四九三)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Educational Information Promotion Office, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: a Support System for Prefectural School Operation

(3) Period of use: From April 1, 2024 to March 31, 2029

(4) Place of use: The place designated by person in charge of contract

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Educational Information Promotion Office, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4493)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. September 22, 2023 (If brought in person: 10:00 A.M. September 25, 2023)

別表第一

評価の項目	評 価 の 基 準
全体計画及び技術的能力	
提案の趣旨	本業務に係る背景や目的を十分に理解し、提案の趣旨が具体的かつ明確に記載されていること。
導入スケジュール及び実施体制	導入スケジュール及びシステムの構築体制が具体的に記述されていること。
導入稼働実績	高等学校及び特別支援学校、中等教育学校、中学校における導入実績が記述されていること。

システム基盤の要件	セキュリティ要件 データベース要件 バックアップ要件 基本要件 児童生徒情報管理機能 履修・講義管理機能 出欠管理機能 成績管理機能 単位認定機能 指導要録・調査書機能 証明書発行機能 時間割作成機能 定期考査時間割作成機能 生徒履修登録機能 特別支援学校機能 通信制機能 中等教育学校機能 進路管理機能 保健管理機能 教育委員会機能 帳票要件 操作研修	<p>1 仕様書に示す要件等を満たしており、セキュリティ対策について具体的に記述されていること。</p> <p>2 仕様書に示す要件等を満たしており、情報セキュリティ体制について具体的に記述されていること。</p> <p>仕様書に示す要件等を満たしており、データベースについて具体的に記述されていること。</p> <p>バックアップについて具体的に記述されていること。</p> <p>資料 4 提案書等記入要領添付様式 2 (仕様回答表) に示す要件等を満たしており、各機能の詳細について具体的に記述されていること。</p>
機能	<p>仕様書に示す要件等を満たしており、帳票について具体的に記述されていること。</p> <p>仕様書に示す要件等を満たしており、操作研修について具体的に記述されていること。</p>	

令和五年八月十五日印刷
令和五年八月十五日発行

発行人所 山口県知事
山口県庁

附属	ヘルプデスク 運用保守の業務内容 データ移行	<p>仕様書に示す要件等を満たしており、ヘルプデスクの業務について具体的に記述されていること。</p> <p>仕様書に示す要件等を満たしており、運用保守の業務内容が記述されていること。</p> <p>仕様書に示す運用保守要件を満たしており、データ移行について具体的に記述されていること。</p>
要件	課題への対応	<p>1 システムのカスタマイズへの対応について、明確に記述されていること。</p> <p>2 システムの導入に伴う教職員の作業内容及び負担の低減について明確に記述されていること。</p> <p>3 システムの導入効果の検証方法について明確に記述されていること。</p> <p>保守管理に関して仕様に定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p>
要件	その他有効な提案	

別表第二

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であつて、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。